

猶予期限が確定した 贈与税額 相続税額 の通知書

第 \_\_\_\_\_ 号

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_\_ 税務署長 印

あなたが \_\_\_\_\_ 殿から 贈与 (相続(遺贈)) により取得した農地等の 贈与税 相続税 については、  
租税特別措置法 第70条の4第1項 第70条の6第1項 の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

1 納税の猶予がなされていた 贈与税 相続税 の額 ----- \_\_\_\_\_ 円

2 猶予期限が確定した 贈与税 相続税 の額(猶予確定税額) ----- \_\_\_\_\_ 円

ほか利子税の額  
(租税特別措置法第70条の8 〈□該当・□非該当〉) \_\_\_\_\_ 円

3 引き続き納税の猶予がされる 贈与税 相続税 の額 ----- \_\_\_\_\_ 円

4 確定した 贈与税 相続税 の猶予期限 ----- 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

5 猶予期限が確定した理由


猶予期限が確定した 贈与税 相続税 の額及び利子税の額は、 上記4の猶予期限までに 急 同封の納付書に 至

より日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記2の猶予確定税額に、上記4の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

猶予期限が確定した 贈与税額  
相続税額 の通知書

**使用目的**

この通知書は、納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。